#### MONTHLY REPORT

No.507

# 中小企業レポー

活性化情報 長野県中小企業団体中央会



全国の



セブン銀行ATM

けんしん BANK ATM

けんしんBANKのカードご利用で

# 手数料無視

感無量

子どもの仕送りにも 便利なの!

24時間いつでも OKなのよ!

> 大切な給料も ATM手数料で 目減りしない!



※けんしんBANKのカードをセブン銀行ATMでご利用いただく場合、108円(消費税等含む)が必要となる有料の時間帯がありますが、即時、お客さまの口座にキャッシュバックいたします。

●セブン銀行ATMは店舗により営業時間が異なります。●システムメンテナンス等によりご利用いただけない時間帯がございます。

希望の春、「けんしんBANK」が進学を徹底サポート!

教育ローン

一括お借入れ・団信選択型

万が一の時も安心の 団体信用生命保険付 が選べます。

教育ローン

(くりかえしお借入れタイプ

学資源足

在学中は何回でもご利用OK!

お取引に応じて金利優遇いたします。



インターネットで仮審査をお申込みされると 年 0 8 優遇

※この他の金利優遇の内容は店頭またはホームページをご覧ください。※審査の結果、ご融資できない場合がございます。



仮審査のお申し込みはこちら

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。



#### 知恵と力を合わせて信州を元気に

## 県中小企業レポート

2019 2 No.507

- 2 特集 平成30年度長野県における 中小企業の労働事情
- 7 中央会インフォメーション
- 8 全中インフォメーション
- 9 市町村のイチオシ! 長和町
- 10 **好機逸すべからず** 有限会社田村製作所(東御市) 株式会社中野屋ステンレス(伊那市)
- 12 **弁護士の話** 「第三者承継 3 〜第三者承継の様々な手法〜|



〈表紙写真〉おたや祭の山車『星糞峠黒耀石鉱山採掘の場』

長和町の和田峠や星糞峠の原産地直下には、黒耀石を加工し、大量の石器を全国に送り出していた工場のような旧石器時代の遺跡群が発見されており、平成30年5月に、この日本最古のブランドを産みだした長和町・下諏訪町の黒耀石鉱山と周囲の縄文集落(長野県8市町村・山梨県6市)が「星降る中部高地の縄文世界」として日本遺産に認定されました。表紙の写真は、今年のおたや祭の山車『星糞峠黒耀石鉱山採掘の場』です。この「星」とは、鉱山の発見された星糞峠の地名にあるように、キラキラ耀く黒耀石を星のカケラとして言い伝えられてきたことに由来します。

## 特集 平成30年度

## 長野県における中小企業の労働事情

毎年、7月1日を基準日とし、都道府県中央会において「中小企業労働事情実態調査」を実施しています。大規模な集計を行うため、動きの速い昨今、公表時期の現況と乖離することもありますが、「1~9人」の小規模企業まで調査対象としている数少ない資料としての特色を持っています。

今年度で55回目となる本調査の抜粋をご紹介いたします。これからの時節、中小企業における労働問題に関する検討の一助としてご利用いただければ幸いです。

また、調査結果全体は本会ホームページに平成22年度分から掲載しています。経営環境、労働時間、賃金改定など、経年同一の調査項目など比較してご覧いただくことも可能となっています。

本会ホームページURL http://www.alps.or.jp/chuokai/roudou/

#### 

#### 1. 調査の目的

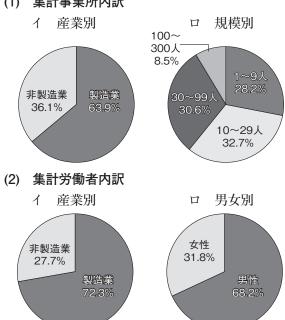
この調査は長野県内の中小企業における賃金・労働時間・雇用等の実態を把握し、中央会労働支援方針策定の基礎資料とするとともに、中小企業における労務対策の参考に資することを目的とする。

#### 2. 調査方法・集計

長野県内の従業員300人以下の民間事業所(卸売業100人以下、小売業50人以下・サービス業100人以下)を対象に1,300事業所を任意抽出し、郵送により調査を依頼した。

有効回答657事業所(回答率50.5%)について集計 した。

#### (1) 集計事業所内訳



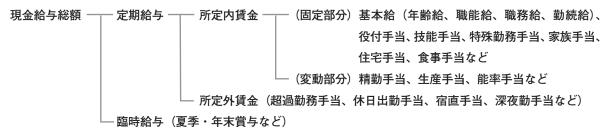
#### 3. 調査時点

平成30年7月1日現在

#### 4. 調査結果利用上の留意点

- (1) この調査で「常用労働者」とは、次のうちのいずれかに該当する者をいう。パートタイム労働者であっても、下記のイ・ロに該当する場合は常用労働者に含みます。
  - イ 期間を決めずに雇われている者、または1ヶ 月を超える期間を定めて雇われている者。
  - ロ 日々または1ヶ月以内の期限を限って雇われ ている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日 以上雇われた者。
  - ハ 事業主の家族で、その事業所に働いている者 のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受 けている者。
- (2) 「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間が同じでも1週間の所定労働日数が少ない者をいう。
- (3) 「所定労働時間」とは、就業規則、労働協約などで定められている始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間。
- (4) 「初任給」は、平成30年6月の1ヶ月間に支給した所定内賃金額(税込額)で通勤手当を除いたもの。
- (5) 賃金改定結果は平成30年1月1日から7月1日までの間に定期昇給、ベースアップの実施、非実施を決定した事業所で、ここでの「平均所定内賃金」は、賃金改定後の数値。

#### (6) 本調査における賃金分類



#### 

#### 1. 中小企業の経営環境

#### (1) 経営状況

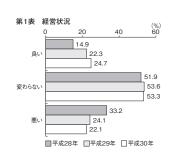
中小企業の経営状況をみると、1年前に比べて「悪い」とする事業所が22.1%(前年は24.1%)と前年に比べて2.0ポイント減少し、「良い」とする事業所は前年比2.4ポイント増加して24.7%となった。

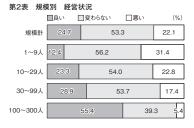
規模別には、「 $1\sim 9$ 人」で31.4%(前年29.5%)の事業所が「悪い」と回答し、最も高くなっている。「 $100\sim 300$ 人」では「良い」とする事業所が55.4%と前年を12.1ポイントも上回った。

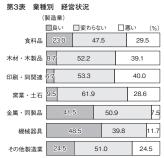
業種別にみると、製造業においては「印刷・同 関連」が40.0%(前年61.9%)「悪い」としている。 他の業種も「変わらない」または「悪い」とする

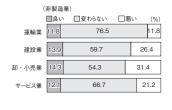
比率が50%を超 えている。

非製造業では、「変わらない」または「悪い」とする比率が全業種あまり変化は無く80%を超えている。





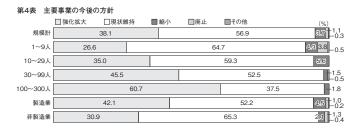




#### (2) 主たる事業の今後の経営方針

現在行っている主要事業について、今後の方針をみると「現状維持」が56.9%(前年55.4%)と最も高く、「強化拡大」38.1%(前年40.0%)、「縮小」3.7%(前年4.1%)の順になっている。

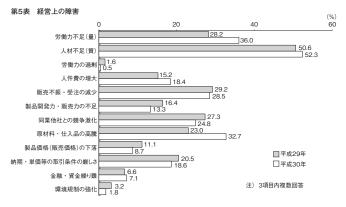
規模別では、大きくなるほど「強化拡大」とする事業所の割合が高く、規模が小さくなるほど「現 状維持」「縮小」とする割合が高くなっている。



#### (3) 経営上の障害

経営上の障害は、「人材不足(質)」が52.3%(前年50.6%)、次いで「労働力不足(量)」が36.0%(前年28.2%)、「原材料・仕入品の高騰」32.7%(前年23.0%)で、「製品開発力・販売力の不足」が3.1ポイント減少し、「原材料・仕入品の高騰」が9.7ポイント増加している。

事業規模別にみると「 $1\sim9$ 人」で「販売不振・受注の減少」が1位となっているが、他の規模は「人材不足(質)」がトップとなっている。



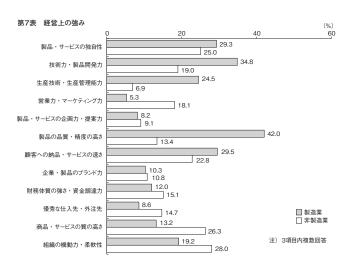
第	6	表

規模別にみた	規模別にみた経営上の障害上位3項目										
	1 位		2 位		3 位						
1~ 9人	販売不振・受注の減少	46.2	・同葉他社との競争激化 ・原材料・仕入品の高騰	30.8	人材不足(質)	28.0					
10~ 29人	人材不足(質)	57.7	労働力不足 (量)	36.3	原材料・仕入品の高騰	34.9					
30~ 99人	人材不足(質)	65.3	労働力不足 (量)	42.7	原材料・仕入品の高騰	31.2					
100~300人	人材不足(質)	64.3	労働力不足 (量)	57.1	原材料・仕入品の高騰	35.7					
規模計	人材不足(質)	52.3	労働力不足 (量)	36.0	原材料・仕入品の高騰	32.7					
注) 3項目内複	数回签										

未1主かりに ひとり	:経営上の障害上位3項  	-				(%
	1 位		2 位		3 位	
食 料 品	原材料・仕入品の高騰	56.7	・人材不足(質) ・労働力不足(量)	41.7	販売不振・受注の減少	30.
木 材 ・木 製 品	販売不振・受注の減少	56.5	原材料・仕入品の高騰	47.8	人材不足(質)	39.
印刷・同関連	販売不振・受注の減少	64.4	同業他社との競争激化	51.1	製品価格(販売価格)の 下落	33.
窯業・土石	・人材不足(質) ・原材料・仕入品の高騰	47.6	販売不振・受注の減少	33.3	労働力不足 (量)	23.
金属・同製品	人材不足(質)	59.4	労働力不足 (量)	40.6	原材料・仕入品の高騰	39
機械器具	人材不足(質)	74.3	労働力不足(量)	44.6	原材料・仕入品の高騰	36.
その他製造業	人材不足(質)	53.1	原材料・仕入品の高騰	38.8	納期・単価等の取引条件 の厳しさ	30.
運輸業	人材不足(質)	62.5	・労働力不足(量) ・原材料・仕入品の高騰	43.8	・人件費の増大・納期 ・単価等の取引条件の厳 しさ	18.
建設業	人材不足(質)	55.6	同業他社との競争激化	41.7	労働力不足 (量)	40.
卸・小売業	人材不足(質)	46.4	同業他社との競争激化	40.6	販売不振・受注の減少	34.
サービス業	労働力不足 (量)	50.0	人材不足(質)	42.4	・人件費の増大 ・同業他社との競争激化	30.

#### (4) 経営上の強み

製造業では「製品の品質・精度の高さ」が42.0% (前年48.2%)、「技術力・製品開発力」34.8%(前 年31.0%)、「顧客への製品・サービスの速さ」 29.5% (前年33.1%) の順に高く、非製造業では、「組 織の機動力・柔軟性 | が28.0% (前年24.4%)、「商品・ サービスの質の高さ」が26.3% (前年27.9%)、「製品・ サービスの独自性」が25.0% (前年29.0%) となっ ている。



#### 2. 労働時間の状況

#### (1) 週所定労働時間

週の所定労働時間が、「40時間以下」とする事業 所は96.0%(前年は96.8%)となっている。特例措 置が含まれる「1~9人」では、「40時間超44時間 以下」とする事業所が8.3%となっている。

特例措置が適用される事業所が含まれる業種で は、「40時間超44時間以下」の時間帯に「小売業」 が16.1%、「サービス業」13.6%、「建設業」8.5%と なっている。

88表	\W =r.		(0/)
視別	適所	正労働時间	(%)
		40時間以下	40時間超 44時間以下
1~	9人	91.7	8.3
10~	29人	96.8	3.3
30~	99人	97.9	2.0
100~3	300人	100.0	0.0
模	計	96.0	4.0
国 3	平 均	89.9	10.1
	1~ 10~ 30~ 100~3	1~ 9人 10~ 29人 30~ 99人 100~300人 模 計	提別 週所定労働時間

業	業種別 週所定労働時間 (%)  40時間以下 40時間以下 製 道 葉 98.6 1.4 運 翰 葉 100.0 0.0 建 設 葉 91.6 8.5 卸 売 業 100.0 0.0 小 売 葉 83.9 16.1 サービス業 86.4 13.6					
				40時間以下		
	製	造	業	98.6	1.4	
	運	輸	業	100.0	0.0	
	建	設	業	91.6	8.5	
	卸	売	業	100.0	0.0	
	/J\	売	業	83.9	16.1	
	サー	- Ľ:	ス業	86.4	13.6	
業		種	計	96.0	4.0	

#### (2) 月平均残業時間

月平均残業時間は前年比0.3時間増の11.7時間。 規模別にみると、「100~300人」が21.6時間(前年 は18.3時間)、「30~99人」14.3時間(前年は13.7時 間)、「10~29人」10.9時間(前年は11.2時間)、「1 ~9人 | 6.9時間 (前年は7.4時間) となっている。

業種別では、「運輸業」が18.1時間(前年は18.6 時間)と多く、「製造業」は12.7時間(前年は12.2 時間)となっている。

第	9	表	
	_		

規模別 月平均残業時間 (%)											
			0 時間	1時間~ 10時間未満	10時間~ 20時間未満	20時間~ 30時間未満	30時間~ 50時間未満	50時間以上	月平均 残業時間		
	1~	9人	47.8	23.4	15.8	6.5	5.4	1.1	6.9時間		
	10~	29人	17.3	36.4	21.5	16.8	6.5	1.4	10.9時間		
	30~	99人	4.5	33.2	32.7	17.6	11.1	1.0	14.3時間		
	100~	300人	0.0	9.1	36.4	38.2	12.7	3.6	21.6時間		
夫	見模	計	20.6	29.4	24.5	16.0	8.1	1.4	11.7時間		
4	全国:	平 均	24.8	25.9	22.2	14.5	10.6	2.1	12.3時間		
1	<b>業種別</b>	月平:	均残業時間					(%)			

			0時間	1時間~ 10時間未満	10時間~ 20時間未満	20時間~ 30時間未満	30時間~ 50時間未満	50時間以上	月平均 残業時間
	製造	業	18.5	27.4	25.2	19.2	7.9	1.7	12.7時間
	運輸	業	11.8	23.5	17.6	11.8	29.4	5.9	18.1時間
	建設	業	12.7	42.3	28.2	8.5	8.5	-	10.1時間
	卸売	業	21.1	39.5	26.3	10.5	2.6	-	8.3時間
	小 売	業	40.6	34.4	15.6	6.3	3.1	-	5.8時間
	サービ	ス業	36.4	22.7	19.7	12.1	7.6	1.5	9.5時間
業	種	計	20.6	29.4	34.5	16.0	8.1	1.4	11.7時間

#### 3. 長時間労働、同一労働同一賃金への対応について

#### (1) 長時間労働への対応

長時間労働への対応として「人員の増員・配置 の見直し」が38.3%、「時間外労働の是正・削減」 が37.0%、「業務内容見直し・業務分担見直し」 35.7%の順となっている。「1~9人」規模では「長 時間労働はない」が1位となっている。

第10表 長時間		の対応									(%)
			1	位		2	位		3	位	
1~	9人	長時間労働	けはない		24.9	特に考えていない		21.5	業務内容見直し 見直し	・業務分担	18.2
10~	29人	人員の増員	·配置見	.直し	39.3	時間外労働の是正	·削減	32.7	業務内容見直し 見直し	・業務分担	29.9
30~	99人	業務内容! 見直し	見直し・非	業務分担	50.2	・時間外労働の是正 ・人員の増員・配置!		49.8	新しい機械装置等 る生産性向上・業		30.3
100~3	300人	時間外労働	の是正	・削減	73.2	人員の増員・配置見	直し	67.9	業務内容見直し	・業務分担	62.5

38.3 時間外労働の是正・削減

業務内容見直し・業務分担 見直し

35.7

37.0

規模計

注)複数回答

人員の増員・配置見直し

業種別にみた経営上の障害上位3項目										
	1 位		2 位		3 位					
食 料 品	人員の増員・配置見直し	47.5	新しい機械装置等の導入によ る生産性向上・業務効率化	36.1	時間外労働の是正・削減	34.4				
木 材 · 木 製 品	時間外労働の是正・削減	30.4	長時間労働なし	26.1	<ul><li>・人員の増員・配置見直し</li><li>・健康で働きやすい職場環境の整備</li></ul>	21.7				
印刷・同関連	業務内容見直し・業務分担 見直し	38.6	時間外労働の是正・削減	31.8	<ul><li>・人員の増員・配置見直し</li><li>・変形労働時間制の導入</li></ul>	25.0				
窯業・土石	・人員の増員・配置見直し ・業務内容見直し・業務分 担見直し	33.3	長時間労働なし	28.6	時間外労働の是正・削減	23.8				
金属・同製品	<ul><li>・人員の増員・配置見直し</li><li>・時間外労働の是正・削減</li></ul>	41.0	業務内容見直し・業務分担 見直し	39.0	新しい機械装置等の導入によ る生産性向上・業務効率化	32.4				
機械器具	人員の増員・配置見直し	56.3	時間外労働の是正・削減	44.7	業務内容見直し・業務分担 見直し	41.7				
そ の 他製 造 業	時間外労働の是正・削減	38.8	新しい機械装置等の導入によ る生産性向上・業務効率化	36.7	人員の増員・配置見直し	34.7				
運 輸 業	・人員の増員・配置見直し ・取引先等外部の理解	47.1	時間外労働の是正・削減	41.2	変形労働時間制の導入	35.3				
建設業	時間外労働の是正・削減	35.7	健康で働きやすい職場環境	27.1	業務内容見直し・業務分担 見直し	25.7				
卸・小売業	業務内容見直し・業務分担 見直し	45.7	・時間外労働の是正・削減 ・年次有給休暇取得促進	30.0	人員の増員・配置見直し	28.6				
サービス業	人員の増員・配置見直し	36.9	時間外労働の是正・削減	33.8	業務内容見直し・業務分担 見直し	30.8				

第11表 長時間労働への対応 40 人員の増員・配置見直し 32.1 38.3 時間外労働の是正・削減 36.1 35.0 業務内容見直し・業務分担見直し 13.7 17.9 年次有給休暇取得促進 12.7 14.1 変形労働時間制の導力 9.3 対業規則の見直1. 12.0 36協定の見直し 2.4 3.4 勤務間インターバル制度の導入 健康で働きやすい職場環境の整備 新しい機械装置等の導入による 生産性向上・業務効率化 2.4 専門家(支援機関)への相談 特に考えていない 13.2 長時間労働はない

#### ※1 変形労働時間制

労使協定または就業規則等において定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日または週に法定労働時間を超えて労働させることができる制度。

#### ※2 勤務間インターバル制度

その他 0.9

勤務終了後、一定時間以上の「休息期間」を設けることで、 働く方の生活時間や睡眠時間を確保するもの。

#### (2) 同一労働同一賃金への対応

同一労働同一賃金への対応は「賞与の支給」が30.1%で1位、「定期昇給の実施」が26.4%で2位、「手当の支給」が22.1%で3位となっている。規模別にみると「30人未満」では「対象となる従業員はいない」が第1位となっている。業種別にみる

と「印刷・同関連」29.5%、「窯業・土石」33.3%、「建設業」29.6%及び「卸・小売業」24.3%が「対象となる従業員はいない」が1位となっている。「サービス業」においては「特に考えていない」が23.1%で1位となっている。

第12表			
規模別にみた同一党	·働同一賃金	への対応上	位3項

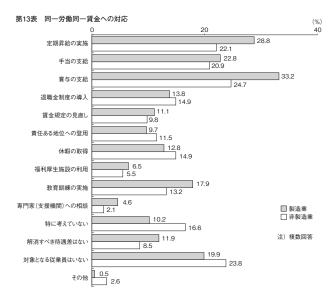
規模別にみた	規模別にみた同一労働同一資金への対応上位3項目									
	1 位		2 位		3 位					
1~ 9人	対象となる従業員はいない	26.9	賞与の支給	22.0	特に考えていない	19.2				
10~ 29人	対象となる従業員はいない	29.0	賞与の支給	28.6	・定期昇給の実施 ・手当の支給	25.2				
30~ 99人	賞与の支給	34.8	定期昇給の実施	32.3	手当の支給	22.4				
100~300人	賞与の支給	45.5	定期昇給の実施	34.5	賃金規定の見直し	25.5				
規模計	賞与の支給	30.1	定期昇給の実施	26.4	手当の支給	22.1				
注)複数回答										

業種別にみた同一労働同一賃金への対応上位3項目

業種別にみた同一労働同一員金への対応上位3項目 (%)								
	1 位		2 位		3 位			
食 料 品	定期昇給の実施	35.0	賞与の支給	30.0	手当の支給	23.3		
木 材 · 木 製 品	賞与の支給	30.4	・定期昇給の実施 ・対象となる従業員はいない	26.1	・手当の支給 ・退職金制度の導入 ・特に考えていない	21.7		
印刷・同関連	対象となる従業員はいない	29.5	・手当の支給 ・賞与の支給	25.0	・定期昇給の実施 ・退職金制度の導入 ・休暇の取得	13.6		
窯業・土石	対象となる従業員はいない	33.3	手当の支給	28.6	賞与の支給	23.8		
金属・同製品	・定期昇給の実施 ・賞与の支給	30.8	解消すべき待遇差はない	21.2	手当の支給	20.2		
機械器具	賞与の支給	46.0	定期昇給の実施	30.0	教育訓練の実施	27.0		
その他製造業	定期昇給の実施	32.7	・賞与の支給 ・対象となる従業員はいない	22.4	手当の支給	18.4		
運 輸 業	手当の支給	23.5	・退職金制度の導入 ・賃金規定の見直し ・責任ある地位への登用	17.6	同一回答多数のため記載 省略	11.8		
建設業	対象となる従業員はいない	29.6	手当の支給	26.8	賞与の支給	25.4		
卸・小売業	<ul><li>・賞与の支給</li><li>・対象となる従業員はいない</li></ul>	24.3	定期昇給の実施	18.6	特に考えていない	17.1		
サービス業	・賞与の支給 ・特に考えていない	23.1	定期昇給の実施	21.5	<ul><li>・手当の支給</li><li>・対象となる従業員はいない</li></ul>	18.5		

注)複数回答

注)複数回答



#### ※1 同一労働同一賃金

同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者(無期雇用 フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、 パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解 消を目指すもの。

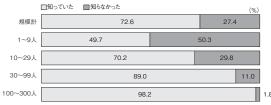
(%)

#### 4. 有期労働者に関する無期転換ルール

#### (1) 無期転換ルールの認知度

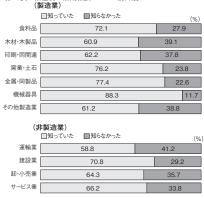
平成30年4月より生じた無期転換ルールについ ての認知度については、無期転換ルールを「知っ ていた」は全体の72.6%で「知らなかった」は 27.4%となった。規模別にみると「1~9人」で 50.3%、「10~29人」で29.8%、「30~99人」が 11.0%、「100~300人」1.8%と規模が小さな事業 所ほど「知らなかった」と回答している。

第14表 規模別 無期転換ルールの認知度



業種別でみると製造業では、「知らなかった」と する事業者は「木材・木製品」が39.1%、「その他 製造業」38.8%、「印刷・同関連」37.8%の順に高 くなっている。非製造業では「運輸業」の41.2%、 「卸・小売業」の35.7%、「サービス業」の33.8%の 順に「知らなかった」としている。

第15表 業種別 無期転換ルールの認知度 (製造業)



#### (2) 無期転換ルール対象者の有無

無期転換ルール対象者の有無については「いな い」が74.2%、「いる」が25.8%となっている。規 模別にみると「100~300人」は69.6%、「30~99人」 は39.0%が対象者が「いる」と回答し規模が小さい 「1~9人」では「いない」と回答する事業所が 93.4%となっている。

業種別にみると「いる」と回答しているのは「製 造業」で28.5%、「卸売業」で23.7%、「運輸業」で 23.5%となっている。

第16表

規模別 無期転換ルール対象者の有無 (%)						
	いる	いない				
1~ 9人	6.6	93.4				
10~ 29人	18.6	81.4				
30~ 99人	39.0	61.0				
100~300人	69.6	30.4				
規模計	25.8	74.2				
全国平均	18.5	81.5				

業	種別	無期転換ルール対象者の有無			有無 (%)
				いる	いない
	製	造	業	28.5	71.5
	運	輸	業	23.5	76.5
	建	設	業	19.4	80.6
	卸	売	業	23.7	76.3
	小	売	業	12.5	87.5
	サ -	- E :	ス業	19.7	80.3
	業	種	計	25.8	74.2

#### (3) 無期転換ルール申込みの有無

申込みが「あった」とする事業所は22.8%、「現 時点ではない」は77.2%となっている。規模別にみ ると「30~99人」が28.2%、「100~300人」 23.7%、 $\lceil 1 \sim 9 \land \rceil$  16.7%の順になっている。

業種別にみると「製造業」が25.4%、「小売業」 25.0%、「卸売業」22.2%の順になっている。

規模別 無期転換ルール申込みの有無 (%)							
	あった	現時点ではない					
1~ 9人	16.7	83.3					
10~ 29人	12.8	87.2					
30~ 99人	28.2	71.8					
100~300人	23.7	76.3					
規模計	22.8	77.2					
全国平均	13.4	86.6					

業	腫別	無其	有無 (%)		
				あった	現時点ではない
	製	造	業	25.4	74.6
	運	輸	業	0.0	100.0
	建	設	業	15.4	84.6
	卸	売	業	22.2	77.8
	小	売	業	25.0	75.0
	サ -	- E :	ス業	7.7	92.3
*	ŧ	種	計	22.8	77.2

#### 5. 賃金の改定状況

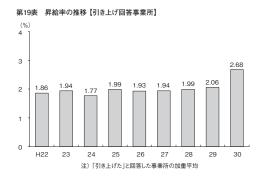
#### (1) 賃金の改定状況(平成30年1月から7月)

平成30年春の賃金改定(定昇含む)は、「引き上 げた」とする事業所が61.0% (前年53.7%)、「7月 以降引き上げる予定 | が10.7% (前年12.7%) ある 一方で「実施しない(凍結)」が11.0%(前年 12.1%)、「引き下げた」0.6%(前年0.3%)、「7月 以降引き下げる予定」も0.6%(前年0.4%)あり、「未 定 とする事業所も16.1% (前年20.8%) あった。

規模別では、「30~99人」で74.6%が「引き上げた」 反面、「1~9人」では37.3%に止まっている。

	第18次 况快剂 貝金以正夫爬伏沉						(%)	
			引き上げた	引き下げた	今年は実施し ない(凍結)	7月以降引き 上げる予定	7月以降引き 下げる予定	未定
:	見 模	計	61.0	0.6	11.0	10.7	0.6	16.1
	1~	9人	37.3	_	21.1	8.1	0.5	33.0
	10~	29人	66.0	1.4	9.8	10.2	0.9	11.6
	30~	99人	74.6	0.5	4.5	12.4	0.5	7.5
	100~	300人	71.4	-	5.4	14.3	-	8.9
:	全国	平均	49.6	0.5	15.9	11.5	0.4	22.2

賃金昇給額・率をみると、「引き上げた|事業所 の単純平均では昇給額6,831円(前年6,493円)、率 にして2.78% (前年2.64%)となった。加重平均では、 6,818円(前年5,136円)、率にして2.68%(前年2.06%) となっている。



第20表 規模別 賃金改定状況 (総平均)

		(円)	(%)
	平 均 所定内 賃 金	平 均 昇給額	平 均 昇給率
規 模 計	253,651	6,103	2.47
1~ 9人	254,456	5,990	2.41
10~ 29人	254,813	6,073	2.44
30~ 99人	250,543	6,293	2.58
100~300人	259,341	5,734	2.26
全 国 平 均	251,805	6,234	2.54
注)「引き上げた」「引	き下げた」「今	年は実施しない	(凍結)」回答

注)「引き上げた」「引き下げた」「今年は実施しない (凍結)」回? の総平均

「引き上げた」 事業所の平均	252,389	6,831	2.78
-------------------	---------	-------	------

#### (1) 賃金改定の内容

賃金引き上げ、または引き上げ予定事業所の賃金改定の内容については、「定期昇給」が50.5%と最も多く、「基本給の引き上げ」については「1~9人」が53.1%の割合で実施している。

業種別でみると、「定期昇給」については「木材・

木製品」で70.0%、「サービス業」で63.4%、「機械器具」で54.9%の順になっている。「基本給の引き上げ」でみると「窯業・土石」が66.7%、「印刷・同関連」が61.9%、「運輸業」が60.0%となっている。

第21表 規模別 賃金改定の内容						
	定期昇給	ベースアップ	(定期昇給制度のな (定期昇給制度のな	諸手当の改定	臨時給与の引き上げ	
1~ 9人	33.3	11.1	53.1	14.8	14.8	
10~ 29人	47.5	6.3	46.8	14.6	9.5	
30~ 99人	56.5	18.2	34.7	18.8	10.0	
100~300人	68.8	39.6	22.9	14.6	18.8	
規模計	50.5	15.1	40.9	16.2	11.6	
全国平均	54.6	17.4	35.1	15.5	11.4	

業種別 賃金改定の内容						
	定期昇給	ベースアップ	基本給の引き上げ (定期昇給制度のな	諸手当の改定	臨時給与の引き上げ	
食 料 品	51.2	23.3	37.2	14.0	14.0	
木材・木製品	70.0	10.0	30.0	10.0	10.0	
印刷・同関連	38.1	-	61.9	19.0	-	
窯業・土石	25.0	8.3	66.7	8.3	16.7	
金属・同製品	47.3	9.9	46.2	13.2	13.2	
機械器具	54.9	24.4	36.6	18.3	18.3	
その他製造業	50.0	7.9	36.8	15.8	5.3	
運 輸 業	40.0	10.0	60.0	10.0	-	
建 設 業	45.7	8.7	45.7	19.6	10.9	
卸・小売業	48.9	19.1	38.3	19.1	10.6	
サービス業	63.4	14.6	29.3	17.1	7.3	
業 種 計	50.5	15.1	40.9	16.2	11.6	
全 国 平 均	54.6	17.4	35.1	15.5	11.4	

#### 注)複数回答

## 中央会インフォメーション

## 信州《産×学×官》連携 インターンシップ事業

産(企業)と学(大学)と官(長野県)の連携によるインターンシップを行います!

## 平成31年度インターンシップ 受入企業を募集します!

学生との 接点を持てる チャンス!

●平成30年度の受入実績

受入企業: 43社 学 生: 66名

※県内学生のみ(平成31年度は県外学 生にも募集を拡げる予定)

●募集期間(予定)

平成31年2月4日~平成31年3月15日

## こんな効果があります!

☞企業理解の促進

☞社員の人材育成

☞職場の活性化

☞大学との関係強化

シューカツNAGANOに企業登録 すると募集案内が届きます



お問合せ先 長野県県民文化部高等教育振興課 信州高等教育支援センター TEL 026-235-7285 E-mail hito@pref.nagano.lg.jp

## 全中インフォメーション

## ●ものづくり補助事業展示商談会 「中小企業 新ものづくり・新サービス展」を大阪・東京で開催

今年で4回目になる「中小企業 新ものづくり・新サービス展」を、大阪と東京で開催しました。大阪会場は、平成30年11月27日(火)から29日(木)にインテックス大阪(大阪府住之江区)において、東京会場は平成30年12月11日(火)から13日(木)に東京ビッグサイト(東京都江東区)においてそれぞれ3日間の日程で開催しました。



開会式テープカットセレモニー(東京会場)

本展示商談会は、平成24年度補正から平成28年度補正「ものづくり等補助金(正式名称は 実施年度により異なる)」において補助事業を実施した事業者を対象にしており、本補助事 業を活用して開発した新しい製品・サービス・技術等(補助事業の成果)の販路開拓・拡大 支援を目的とし、フォローアップ事業の一環で毎年行われています。

今回は、大阪会場421社、東京会場731社、合計1,152社が出展し、両会場合計で約55,000人の来場がありました。

開会式では、大阪会場は、奥山剛経済産業省近畿経済産業局地域経済部長が後援団体を代表して、また中村孝全国中央会副会長(兵庫県中央会会長)が主催者として挨拶を行いました。東京会場は、磯﨑仁彦経済産業副大臣が来賓を代表して、大村功作全国中央会会長が主催者としてそれぞれ挨拶を行いました。その後、来賓として出席していただいた後援団体の皆さまにご登壇いただき、盛大にテープカットセレモニーを開催しました。

本展示商談会では、8ゾーン(①医療・福祉・生活・サービス・その他、②情報・通信、 ③繊維・木材・ガラス・土石、④紙・紙加工・印刷、⑤農林水産・食品・建設・工事、⑥ 化学・石油・プラスチック・ゴム、⑦鉄鋼・金属製品、⑧機械器具製造)に分かれ、補助



会場の様子 (大阪会場)

事業の成果をブース展示しました。会期中は、来場者、バイヤー企業、出展者同士のビジネスマッチングが活発に行われ、補助事業者の販路開拓・拡大支援に資する取組みとなりました。また、両会場とも各都道府県中央会(各都道府県地域事務局)が参加し、補助事業者のフォローアップ活動を積極的にサポートしました。

# 第11回市町村の イチボシリ



長和町章 (平成17年10月1日制定)

### Nagawa Town

## 長和町



## ~みん"ながわ"になる ながわまち!~

長和町は長野県のほぼ中央に位置し、田舎過ぎない田舎町で、隣接する上田市、佐久市、松本市等へは車で30分から1時間圏内と、アクセスの良さがウリです。

ここ近年では自然を活かした美ヶ原トレイルランが人気で、 冬にはスキーヤーオンリーのブランシュたかやまスキー場、 オリンピック選手を輩出したエコーバレースキー場のウィン タースポーツも健在です!

また、スローな遊びで晩夏のウイスキーアンドビアキャンプ、牧場や黒耀石体験ミュージアムでの体験観光、中山道を歩く旅も人気です。ペンションなどの宿泊施設も数多くありますので、ここを拠点に町の散策にぜひ訪れてみてください。



美ヶ原トレイルラン



黒耀石体験



ブランシュたかやまスキー場



長門牧場

#### そうダッタン!

信州長和産の信濃霧山 ダッタンそばは、高い成 分を保持しながら苦みが ほとんどありません。農 薬を一切不使用にこだ わって丁寧に栽培し、そ



ばに含まれるルチンは普通のそばの約120倍と豊富に含まれており、生活習慣病予防に効果があります。健康志向が高まっている中、ふるさと納税の返礼品にもありますので、是非!

#### 中山道の宿場町

#### ・長久保宿

町並みが横丁の先に広がり、カギ型に曲がった珍しい形の宿場町。 毎年9月初旬に、長久保宿松尾神社で江戸文化伝統の三頭獅子の舞う「大山獅子」が行われています。



#### ・和田宿

中山道の最高地点にして最大の難所といわれた和田 峠 (標高約1,600m) を控え、隣の下諏訪宿まで約22km、 峠との標高差は800mほどもあったため、逗留する諸大

名らの行列や旅人も多かっ た宿場町。

毎年8月14日、「ふる里・ 和田宿宿場祭り」が行われ ています。



#### 冬のお祭り

長和町の古町に所在する古町豊受大神宮の例祭は、通称おたや祭として知られています。その起源は江戸時代末の文政11年(1828)の文書が、



現在のところ最も古い記録として残されていますが、これ以前よりかなり古くから行われてきたと考えられます。

保存会により山車を製作し5箇所に奉納されており、素朴な農民美術を伝承する貴重な伝統文化として、昭和38年に長野県無形民俗文化財選択に指定されました。毎年1月14日の夕方から15日の昼頃まで行われており、この2日間に4~5万人ほどの人出で賑わいを見せています。

#### 2020年リニューアル!

道の駅「マルメロの駅ながと」 一帯 が2020年 にリニューアルします。

新たに建設される大型農 <sub>道の駅 (イメージ図)</sub>

産物直売所を核として、都市農村交流の拠点、町の情報 発信、新たな産業の振興及び商工業の発展を目的とし、 レンタルオフィスやチャレンジショップも設置予定です。

長和町では、日本最古のブランド「黒耀石」の長年の取り組みが実を結び、日本遺産認定への一躍につながりました。縄文時代、石を求めて遠くの地域から訪れる人との出会いの場となっていましたが、現代においても日本遺産を通じた人やモノの交流をはかり、新たな地域を創造させていきたいと思います。



長和町長 **羽田健一郎** 

# が 逸す ほ

## 「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 129

### 有限会社田村製作所(東御市)

業界が認めた厚板の精密プレス加工技術の高さ。 試作、金型製作から量産まで一貫して取り組む。

#### 金型技術で厚板の精密プレスを実現

田村製作所は1969 (昭和44)年9月、オートバイ部品をメイス加工で創業。厚板の精密プレス加工、精密プレス加工、精密で表表を得到した。 自動二輪、自動車、建設機械などの特に



打ち抜きされた厚板部品

強度が求められる部品を手がけています。

同社の強みは金型をすべて自社製作していること。長く手がけてはいましたが、2006年に金型 工場を建設して取り組みを本格化。新たな加工方 法の開発を目指してトライアンドエラーを繰り返 し、その成果を次の製品づくりに活かしています。

金型製作の本格化にともなってスタートしたのが厚板加工。厚物を精密に打ち抜く場合、ファインブランキングプレスでの加工が一般的ですが、同社では高精度金型とサーボプレスを駆使し、遜色のない精度と低コストを実現しています。

田村直樹専務取締役はその取り組みを次のよう に話します。「金型工場の完成を受けて厚板加工



自社製造金型

の研究開発をス タートど需要をた。 ちょうど需タイト さっていたされる かで見さで 他社がマネり はこと」

### MF技術優秀賞を受賞

その高い技術力を活かして取り組んだのが、非常に複雑かつ高い精度が求められる自動車用パーキングブレーキ関連部品の量産。自動二輪車の部品で培った技術を応用し、高品質で低価格な部品を生産するため試作段階から開発に携わりました。

量産技術として同社が選択したのが、得意とする総抜き金型による精密打ち抜き加工。サーボプレスで独自の加工モーションを開発、さらに金型

を作り込み、平滑 で鏡面のようなせ ん断面を実現しま した。この画期的



画像測定器

な量産技術で同社は「MF技術大賞2014-2015」(日本鍛圧機械工業会主催)で技術優秀賞を受賞。全国にそのプレス技術の高さをアピールしました。

実はこの量産体制の実現に欠かせなかったのが、 平成27年度ものづくり補助金で導入した画像測 定器。部品1個につき30カ所も測定しなければな らず、既存の三次元測定機では非常に時間がかか り管理も難しいため、測定方法が一番のネックに なっていたのです。

「ちょうど良いタイミングでものづくり補助金 を活用することができました。画像測定器は数秒 で測定が完了し、合否判定、帳票類の作成も自動 に行うため経費削減にもつながりました。さらに



MF技術優秀賞

受賞により工程能力の高さが顧客に評価され、新たな仕事の引き合いも来ています。画像測定器がお金を生んでいるんです

建設機械部品の受注が増えている同社では、大型化への対応など、さらなる生産体制の充実を目指しています。



## 有限会社田村製作所

代 表 代表取締役 田村光雄

創 業 1969 (昭和44) 年9月

資本金 500万円

本 社 東御市鞍掛508-16

TEL.&FAX.0268-62-1011



専務取締役 田村直樹

事業内容 厚板精密プレス加工、サーボプレス精密打 ち抜き

# **ごからず**

## 「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 130

### 株式会社中野屋ステンレス(伊那市)

ネットワーク構築とIoT化を積極的に進め、 より先進的な社内一貫体制とコストダウンを実現。

#### 大型加工の社内一貫体制が強み

中野屋ステンレ スは1902 (明治 35) 年、ブリキ製 品を扱う「中野屋 ブリキ店 として 創業。やがてブリ キの流し台を板金



クーラントろ過装置をはじめ大型加工に強み

加工し販売するようになりました。その後、素材 がステンレスに変わり、1955年「中野屋ステン レストを設立。以来、鉄、ステンレス、アルミな どの素材を扱い、産業用装置をはじめさまざまな 製品を精密板金から溶接、塗装、組立まで社内一 貫体制で製造しています。

事業の柱となっているのが、切削加工中に出る 切粉と冷却液を分離する切削加工専用機向けクー ラントろ過装置。自動車メーカーなど国内外の生 産工場に出荷しています。さらに高速道路などの LED電光表示板や各種看板などのフレーム、商 業施設や病院などの入口の大型ステンレスドア、 屋外のモニュメント、食品関係の自動化設備など。 大手コンビニ2社の店頭に置かれているサインス タンドも同社が手がけています。

クーラントろ過装置をはじめ、大型加工ができ ることが同社の強み。さらにレーザー溶接機の導 入により、今までにない画期的な構造の提案が可 能になり、顧客に大きなメリットを提供していま す。

### 生産性向上とIoT化を実現

平成27年度ものづくり補助金を活用して取り 組んだのが「曲げ・切削工程の生産性向上とブラ ンク・曲げ工程のIoT化の実現」。

従来、板金加工では人が曲げと測定を繰り返し



ネットワークにつながったCAD/CAM

| 精度を追い込んでい きますが、ハイブリッ ドベンダーの導入に より、その工程を機 械が自動で瞬時に行 い加工時間を大幅に 短縮。各工程の設備

をネットワークでつな ぎ監視、保守、分析を 行うIoT化を実現しました。



ハイブリッドベンダー

「離れたところから機械の状態が分かり、異常 が発生した形状を把握し排除したり、今後の設計 に生かすことができます」。そう話すのは、小坂 博志社長の子息で社内のネットワーク構築、IoT 化の旗振り役を担う、小坂賢一さん。全社員がタ ブレット端末やスマホで機械の動きやCAD情報 を確認できたり、会議資料等の共有化を実現して

さらに板金と切削を複合したロボドリルと最新 のCAD/CAMを導入。プログラミング室で作成し たデータを社内LANを通じて工場内のロボドリ ルを操作することで、現場の機械を動かしながら 次のプログラム作業を行い、生産性向上を図りま した。

「大幅なコストダウンと、従来よりもかなり高 い精度を実現。熟練度の低い社員でも高度なプロ グラミングが可能になり、人手不足の中、早く戦 力になってもらえる環境づくりにも寄与していま



スマホで工場内をリアルタイムに確認

新規製品比率が圧倒 的に多い同社。「毎日 違うものが作りたいし というものづくりの好 きな若手社員が多いよ うです。





## 株式会社中野屋ステンレス

代表取締役 小坂博志 代

1902 (明治35) 年 創

1,250万円

伊那市西箕輪2701-5

TEL.0265-72-4413 FAX.0265-73-5153

建築装飾金物・ステンレス各種加工 モニュ メント・ステンレス流し台 その他金属加工

## 弁護士の話

## 第三者承継3

~第三者承継の様々な手法~



弁護士 中 山 耕 平 (長野市)

#### 1 はじめに

前々回のコラムで第三者承継の概要と具体的な手続の流れを、また、前回のコラムで第三者承継を行う準備として経営者が具体的に検討すべき事項を取り上げました。

今回は、第三者承継を行う場合のスキームについて取り 上げたいと思います。

第三者承継を行う手法 (M&A等) としては、①株式譲渡、②事業譲渡の手法が採られるのが一般的ですので、今回は、①株式譲渡および②事業譲渡を中心に、各手法の概要とメリット・デメリット、その他の注意点を説明します。

#### 2 ①株式譲渡

株式譲渡とは、文字どおり、現経営者の所有株式を売却する手法であり、株主が現経営者から買い手に交代し、会社の所有者が変更することとなります(買い手が会社の場合、譲渡の結果、譲渡対象の会社は買い手会社の子会社となります)。株式譲渡が行われても、株主が交代するだけで、会社は同一でありますので、会社と従業員との雇用関係、会社と取引先・金融関係との契約関係、官公庁からの許認可等は変動せず、事業承継後も円滑に事業を継続しやすく、手続の簡便さが株式譲渡のメリットであります。

株式譲渡の主なデメリットは、株式譲渡の際には発覚していなかった簿外債務や損害賠償債務などの偶発的債務を負担せざるを得ないリスクがあることや、不必要な事業まで全て引き受けなければならないこと等があります。これは、株式譲渡は、事業譲渡のように譲渡対象となる資産などを限定せず、株式の売買のみによって会社の経営権を譲渡するという手続の簡便さの裏返しともいえます。ですから、株式譲渡は、譲渡対象の会社の財務・経営状況がよい場合に利用されることが多いといえます。

株式譲渡においては、買い手から全株式の譲渡を求められることが一般的ですので、買い手に全株式を譲渡する前提として、株式が分散している場合には、現経営者が現在の株主から株式を買い取って集約する必要が生じる場合があります。そのため、譲渡に反対する株主がいる場合には、株式譲渡の手法を採ることが難しくなりますが、その場合でも、会社法の各種スキームを利用することにより、一定程度株式の集約をすることが可能でありますので弁護士等の専門家にご相談ください。

#### 3 ②事業譲渡

事業譲渡とは、売り手の会社の事業の全てもしくは一部の事業毎に、買い手に売却する手法であり、買い手が株式譲渡に必要な多額の資金を準備できない場合や、買い手が特定の事業のみの譲り受けを希望する場合、個人事業者の事業承継、譲渡対象の会社の財務・経営状況が悪い場合等に検討されます。

事業譲渡においては、譲渡対象となる事業を特定して行

うので、簿外債務や偶発的債務を承継することがないのがメリットといえます。さらに、事業の一部譲渡の場合は、売り手が手元に残したい事業や採算性の低い事業を事業譲渡の対象から除外するなど、売り手と買い手のそれぞれのニーズに合った柔軟な対応をすることができます。

その反面、譲渡の対象である事業の特定が煩雑であることがデメリットといえ、また、買い手は、従業員との雇用関係や取引先・金融機関との契約関係を個別に承継する必要があり、官公庁からの許認可も個別に取得しなければなりません。

なお、赤字会社の場合は事業譲渡後の残存法人の債務整理を、事業の一部譲渡の場合は手元に残った事業の継続もしくは廃業等を、別途検討する必要があります。

#### 4 その他の注意点

#### (1) M&A実行後(ポストM&A) の経営について

M&Aにおいては、M&A実行後、売り手会社の経営者が経営から離れた後も、円滑に会社を発展させるにはどうすればよいか(経営統合の効果をいかに最大化するか)という視点が重要です。そのためには、売り手・買い手の両者の合意の下、売り手会社の旧経営者が、M&A実行後も、一定期間、何らかの役職(代表権のない会社顧問等)に留まり、従業員と新経営者との間の橋渡しや知的資産活用等のアドバイスをするなどの工夫も必要と考えられます。

#### (2)情報管理の徹底

経営者がM&Aを検討しているということは、従業員はもとより、取引先や金融機関に動揺を与えかねない、会社の最高機密情報であります。手続の途中で、情報が漏洩した結果、それまで順調に進んでいた手続が頓挫してしまう場合もありますので、いつ、誰に、どのような範囲で伝えるかは、慎重に判断しなければなりません。

弁護士 (刑法134条)、公認会計士 (公認会計士法27条)、 税理士 (税理士法38条) 等、各専門家は相談者の秘密を 守る義務を負っていますので、安心してご相談ください。

#### 5 最後に

M&Aと聞くと、「身売り」「乗っ取り」などと感じ、マイナスイメージを持っている方も多いかもしれません。

しかしながら、M&Aにより第三者に事業を承継させる 理由として、少子高齢化、価値観の多様化等で、親族から 後継者が見つからず、第三者から後継者を捜さざるを得な いという場合もありますが、M&Aによる第三者承継には 積極的なメリットも多くあり、現在では、第三者によるM &Aによる事業承継も多くなってきました。

すなわち、売り手側には、①従業員の雇用や取引先との取引の継続ができること、②譲渡代金により会社の債務を返済でき、経営者個人保証から開放される可能性があること、③株式譲渡の場合には経営者に譲渡代金等が入り老後資金等が確保できる等のメリットがあります。

また、買い手側も会社を大きく発展させ、シナジー効果が得られる可能性があります。

したがって、M&Aでの事業承継は、売り手と買い手がいずれもWIN・WINの関係を築ける可能性があります。

日々の会社経営において目の前のことが優先され、事業 承継については後回しの検討課題となりかねませんが、M & A で最良の相手方を捜すには時間も掛かりますし、最良 の譲渡時期を逸することにもなりません。

事業承継を検討するについては、遅すぎることはあって も早すぎることはありませんので、弁護士を含めた専門家 に早めにご相談されるようお勧めします。

## パートタイム・有期雇用労働法の改正について

~パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者から求めがあった場合に、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由の説明義務を創設~

#### Q1 どの正社員(無期雇用フルタイム労働者)と比較して説明すればいいですか?

A 待遇差の内容・理由の説明については、同一の事業主に雇用される正社員(無期雇用フルタイム労働者)のうち、その職務の内容、職務の内容・配置の変更範囲等が、パートタイム労働者・有期雇用労働者の職務の内容、職務の内容・配置の変更範囲等に最も近いと事業主が判断する正社員(無期雇用フルタイム労働者)が比較対象の労働者となります。

※ なお、パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内で雇用されるすべての 正社員(無期雇用フルタイム労働者)との間で不合理な待遇差の解消等が求められ ますので、ご注意ください。

#### **Q2** どんなことを説明すればいいですか?

A 比較対象となる正社員(無期雇用フルタイム労働者)との間にある待遇差の内容とその理由について説明します。具体的には、事業主は以下の事項を説明します。

#### 【待遇差の内容】

- (1) 比較対象となる正社員(無期雇用フルタイム労働者)との間で、待遇の決定基準(賃金表など)に違いがあるかどうか。
- (2) 比較対象となる正社員(無期雇用フルタイム労働者)とパートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇の個別具体的な内容または待遇の決定基準(賃金表など)

#### 【待遇差の理由】

待遇差の理由は、比較対象となる正社員(無期雇用フルタイム労働者)と短時間・ 有期雇用労働者の①職務の内容、②職務の内容・配置の変更の範囲、③その他の事 情(成果、能力、経験など)のうち、個々の待遇の性質・目的に照らして適切と認め られるものに基づいて、待遇差を設けている理由を説明します。

#### **Q3** 説明方法はどうすればいいですか?

A 事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者が説明内容を理解することができるよう、資料(就業規則や賃金表など)を活用しながら□頭で説明することが基本です。



ただし、説明すべき事項を全て文書で記載した資料で、パートタイム労働者・有期雇用労働者が容易に理解できるものを用いる場合には、その資料を交付する等の方法でも差し支えありません。

事業主は、労働者が説明を求めたことを理由として**不利益な取扱いをすることは禁止**されています。

長野労働局 雇用環境・均等室 ☎026-227-0125















※休前日はプラス2,160円 ※お部屋タイプはおまかせとなります

















12 稲本館 1 2 朝食付きプラン 1泊朝食付 4,500円







**20266-52-2655** 

http://www.shibunoyu.com/





ら部屋タイプはお任せになります \*前日はブラス2,000円 で手動 全0266-53-5353 http://www.hmi-ryokan.jp/suwalake,



## 経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

(傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる死亡補償

後遺障害・入院・通院も対象となります。 ※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

●法人で負担した共済掛金は損金計上可能

詳細はパンフレットをご覧ください。

継続は 85歳まで!

長野県福祉共済協同組合 〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

**፴0120-86-9431** 

●24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階 TEL.026(269)0885 【東信支部】上田市常田2丁目20-26トキタビル3階 TEL.0268(24)1789 【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階 TEL.0263(33)0510 【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAK0華乃井ホテル パレス1階 TEL.0266(78)4033 【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階 TEL.0265(24)7099

税務署からのお知らせ 申告と納税 所得税および復興特別所得税 赠与税 平成31年 3月15日(金)まで e-Tax 消費税および地方消費税 (個人事業者) 4月1日(月)まで 窓口での相談・申告書の受付は、 平成31年2月18日(月)からです。 パドミントン選手 奥原希望 詳しくは 確定申告 太陽ホールディングス所属 スマホでも申告できま 事業税・住民税の申告期限 平成31年 3月15日(金)まで

確定申告書の提出はお早めに

振替納付日 所得税及び復興所得税:平成31年4月22日(月) 消費税及び地方消費税(個人事業者):平成31年4月24日(水)

## 経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。





従業員のための 退職金準備に

## 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、 安定した退職金準備が できる共済制度です。

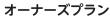
特定退職金共済制度 引受保険会社 三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

## 団体扱生命保険

団体扱\*(月払)の場合、 一般扱(口座振替扱月払等)で ご契約いただくよりも、 保険料が割安になります!



経営者の

各種リスクマネジメントのために

#### パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに

## 業務災害補償保険

事業活動にかかわる 従業員さまのケガなどのリスクを カバーする保険です。

> 業務災害補償保険 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

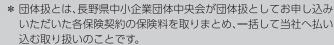
業務災害補償保険 取扱代理店 三井生命保険株式会社





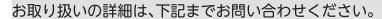






- ※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで お問い合わせください。
- ※詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起 情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。



#### 三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 三井生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585 https://www.mitsui-seimei.co.jp/

長野営業部 TEL:026-226-2820 松本営業部

TEL:0263-35-8519 **飯田営業部** TEL:0265-24-4980

諏訪営業部 TEL:0266-52-1356 あづみ野営業部 TEL:0263-84-0256 東御営業部 TEL:0268-64-5413

上田営業部 TEL:0268-24-2755 佐久営業部

TEL:0267-62-0358

三井 -KB-2018-2 (損保)B-2018-1 (2018.4) B-2018-1011 (2018.4) 使用期限 2019.3.31

## 経営品質推進フォーラムを開催します

フォーラムテーマ 最近の経営環境の変化に対する経営品質のあり方と有効性を探る ~人材不足・人手不足・社員重視そして事業承継~

日時: 平成31年3月15日(金) 13:30~(予定) 場所: 長野市「ホテルメルパルクNAGANO」

詳細は、長野県経営品質協議会のホームページをご覧ください。

URL http://www.alps.or.jp/e-keiei/

## 労働問題研究会の開催について

中小企業を取り巻く経済環境と今後の労務課題などを的確に捉えるため、今回は働き方改革改正法について本会と長野県中小企業労働問題協議会が共催して地区労働問題研究会を開催します。

#### 開催日程及び講師

●上田会場 日程:平成31年2月21日(木) 講師:社会保険労務士法人酒井総合事務所

場所:ホテル祥園 社会保険労務士 酒井 香映 氏

●諏訪会場 日程:平成31年2月26日(火) 講師:社会保険労務士・行政書士中村事務所

場所:RAKO華乃井ホテル 社会保険労務士 中村 勝 氏

●長野会場 日程:平成31年3月5日(火) 講師:小林社会保険労務士事務所

場所:ホテル信濃路 社会保険労務士 小林 和宏 氏

●松本会場 日程:平成31年3月7日(木) 講師:社会保険労務士水野事務所

場所:ホテルモンターニュ松本 社会保険労務士 水野 誠也 氏

#### 開催時間及びテーマ(各会場共通)

第1部 午後1時30分~午後3時00分

テーマ 「働き方改革改正法について

第2部 午後3時00分~午後3時30分

各会場の講師による働き方改革に関する個別相談会を実施します。

参加料 無料 申込み・問い合わせ先 本会連携支援部支援課 TEL 026-228-1171

☆働きやすい職場環境づくり 「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と 人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ **"あなたにもできる。** ライフスタイルの見直しで、 1人1日1kgのCO2削減"





MONTHLY REPORT

2019

No.507

第507号 平成31年2月10日発行 購読料年間3,000円(消費税・送料込み) 発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会 長野市中御所岡田町 131-10 長野県中小企業会館内 4 F

TEL.026-228-1171 印刷所 カシヨ株式会社 地域の中小企業と、未来を描く。

地域の経済を支える、中小企業のみなさまのために。

商工中金はさまざまな関係機関と連携して、そのビジネスをサポート。 豊かな地域社会の実現に向けて貢献してまいります。

# 商工中金



長野支店 026(234)0145 諏訪支店 0266(52)6600 松本支店 0263(35)6211

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11

●長野電鉄権堂駅下車(勤労者女性会館しなのき隣)

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6

●上諏訪並木通り

〒390-0811 松本市中央2-1-27

▶松本郵便局筋向い(松本本町第一生命ビル1階)